

関係法令・条例等

○福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例
(平成十五年三月二十四日福島県条例第十七号)

(汚染土壌の処分方法)

第四十五条 搬出された汚染土壌(規則で定める基準に適合しない汚染状態にある土壌であつて、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十六条第一項に規定する汚染土壌以外のものをいう。以下同じ。)を県内において処分しようとする者は、規則で定める方法により、当該汚染土壌を処分しなければならない。

(汚染土壌処分基準)

第四十六条 搬出された汚染土壌を処分しようとする者は、当該汚染土壌の処分を行う場合には、規則で定める汚染土壌の処分に関する基準(以下「汚染土壌処分基準」という。)に従わなければならない。

(適用除外)

第六十六条 この条例の規定は、福島市、郡山市及びいわき市の区域においては、適用しない。

○福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例施行規則
(平成十六年一月三十日福島県規則第十号)

(土壌の汚染状態に係る基準)

第四十九条 条例第四十五条の規則で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法（平成十五年環境省告示第十八号）に規定する方法により測定した結果が、別表第三の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。
2（略）

(汚染土壌の処分方法)

第五十条 条例第四十五条の規則で定める方法は、次のいずれかとする。

一 次のアからオまでに掲げる土壌の区分に応じ、当該アからオまでに定めるところによること。

ア 第二溶出量基準（別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる基準をいう。以下同じ。）に適合しない汚染状態にある土壌（第二種特定有害物質（土壌汚染対策法施行規則第六条第一項第二号に規定する第二種特定有害物質をいう。以下同じ。）により汚染されたものに限る。） 次のいずれかによること。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第七条第十四号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって法第十五条第一項の許可を受けたもの（以下「産業廃棄物遮断型処分場」という。）に搬入すること。

(2) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「海洋汚染等防止令」という。）第五条第二項及び第三項に規定する基準（水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共用水域から除去された土砂（汚泥を含む。）をいう。以下同じ。）に係るものに限る。以下同じ。）に従って埋立場所等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号。以下「海洋汚染等防止法」という。）第十条第二項第四号に規定する場所をいう。以下同じ。）に排出すること。

イ 前条第一項の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌（ウ及びエに掲げるものを除く。） 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(一) 令第五条第二項に規定する一般廃棄物の最終処分場であって、法

第八条第一項の許可を受けたもの又は法第九条の三第一項の規定による届出がされたもの（以下「一般廃棄物管理型処分場」という。）

(二) 令第七条第十四号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場であって、法第十五条第一項の許可を受けたもの（以下「産業廃棄物管理型処分場」という。）

(2) 次のいずれかによること。

(一) 海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(二) (1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であってこれらの最終処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。

ウ 前条第一項の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌（第二種特定有害物質により汚染されたもののうち、当該土壌を水底土砂とみなした場合において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和四十八年総理府令第六号。以下「判定基準省令」という。）第一条第二項又は第三項に規定する基準に適合しないこととなるものに限る。） 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(一) 一般廃棄物管理型処分場（埋立場所等であるものを除く。）

(二) 産業廃棄物遮断型処分場

(三) 産業廃棄物管理型処分場（埋立場所等であるものを除く。）

(2) 海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

エ 前条第一項の基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合する汚染状態にある土壌（第二種特定有害物質により汚染されたもののうち、当該土壌を水底土砂とみなした場合において判定基準省令第一条第二項又は第三項に規定する基準に適合することとなるものに限る。） 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(一) 一般廃棄物管理型処分場

(二) 産業廃棄物遮断型処分場

(三) 産業廃棄物管理型処分場

(2) 次のいずれかによること。

(一) 海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(二) (1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するものの

うち、排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。

オ 前条第一項の基準に適合し、かつ、同条第二項の基準に適合しない汚染状態にある土壌 次のいずれかによること。

(1) 次のいずれかの最終処分場に搬入すること。

(一) 一般廃棄物管理型処分場

(二) 産業廃棄物遮断型処分場

(三) 令第七条第十四号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場であって法第十五条第一項の許可を受けたもののうち、搬入することが適当であるものとして知事が認めたもの

(四) 産業廃棄物管理型処分場

(2) 次のいずれかによること。

(一) 海洋汚染等防止令第五条第二項及び第三項に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等に排出すること。

(二) (1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって一般廃棄物管理型処分場又は産業廃棄物管理型処分場と同等の構造を有するもののうち、排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。

(三) 海洋汚染等防止令第五条第一項第一号に規定する基準に従って(1)に掲げる最終処分場以外の埋立場所等であって排出することが適当であるものとして知事が認めたものに排出すること。

二 法第十五条第一項の許可を受けた産業廃棄物処理施設又は条例第三十二条第一項の許可を受けた産業廃棄物指定処理施設その他の施設であって、汚染土壌の浄化(汚染土壌に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法により除去し、除去した後の土壌の汚染状態を前条第一項及び第二項の基準に適合させることをいう。)を行わせることが適当であるものとして知事が認めたものにおいて、汚染土壌の浄化を行うこと。

三 セメント等を製造するための施設であって、汚染土壌をセメント等の原材料として利用することが適当であるものとして知事が認めたものにおいて、汚染土壌をセメント等の原材料として利用すること。

(汚染土壌処分基準)

第五十一条 条例第四十六条の規則で定める汚染土壌の処分に関する基準は、次のとおりとする。

一 汚染土壌の運搬に当たっては、次によること。

ア 汚染土壌又は特定有害物質が飛散し、及び流出しないようにすること。

イ 運搬に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ 汚染土壌の積替えを行う場合には、汚染土壌を入れた容器ごとに、その

表面に汚染土壌を処分しようとする者の氏名又は名称及び住所、汚染土壌を搬出した場所の所在地並びに汚染土壌に含まれる特定有害物質の種類を表示し、かつ、その容器のままで積替えを行うこと。

エ 汚染土壌の保管は、汚染土壌の積替え（あらかじめ、積替えを行った後の運搬先が定められているものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。

オ 汚染土壌の保管を行う場合には、三日を超えて保管を行ってはならないこと。

二 汚染土壌の処分に当たっては、次によること。

ア 汚染土壌又は特定有害物質が飛散し、及び流出しないようにすること。

イ 処分に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。

ウ 産業廃棄物処理施設等において汚染土壌の保管を行う場合には、次によること。

(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。

(一) 周囲に囲い（保管する汚染土壌の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。

(二) 見やすい箇所に汚染土壌の処分のための保管の場所である旨を表示した掲示板が設けられていること。

(2) 保管する汚染土壌の数量が、当該汚染土壌に係る産業廃棄物処理施設等の一日当たりの処理能力に相当する数量に十四を乗じて得られる数量（省令第七条の八第一項に規定する場合にあっては、同条に規定する数量）から当該産業廃棄物処理施設等で処分するために保管している産業廃棄物の数量を差し引いた数量を超えないようにすること。

※別表第三、第四、第五は省略

○土壌汚染対策法

(平成十四年五月二十九日法律第五十三号)

(定義)

第二条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質（放射性物質を除く。）であつて、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

2 この法律において「土壌汚染状況調査」とは、次条第一項及び第八項、第四条第二項及び第三項本文並びに第五条の土壌の特定有害物質による汚染の状況の調査をいう。

(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査)

第三条 使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第三項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第二項第一号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第三項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、環境省令で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りでない。

2～8（略）

(土壌汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査)

第四条 土地の形質の変更であつて、その対象となる土地の面積が環境省令で定める規模以上のものをしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の三十日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の場所及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 前条第一項ただし書の確認に係る土地についての土地の形質の変更

二 軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるもの

三 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

2 (略)

3 都道府県知事は、第一項の規定による土地の形質の変更の届出を受けた場合において、当該土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあるものとして環境省令で定める基準に該当すると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に前条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。ただし、前項の規定により当該土地の土壌汚染状況調査の結果の提出があつた場合は、この限りでない。

(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

第五条 都道府県知事は、第三条第一項本文及び第八項並びに前条第二項及び第三項本文に規定するもののほか、土壌の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当する土地があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染の状況について、当該土地の所有者等に対し、指定調査機関に第三条第一項の環境省令で定める方法により調査させて、その結果を報告すべきことを命ずることができる。

2 (略)

(要措置区域の指定等)

第六条 都道府県知事は、土地が次の各号のいずれにも該当すると認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置（以下「汚染の除去等の措置」という。）を講ずることが必要な区域として指定するものとする。

一 土壌汚染状況調査の結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないこと。

二 土壌の特定有害物質による汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして政令で定める基準に該当すること。

2～3 (略)

4 都道府県知事は、汚染の除去等の措置により、第一項の指定に係る区域（以下「要措置区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該要措置区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。

5 (略)

(汚染の除去等の措置)

第七条 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため必要な限度において、要措置区域内の土地の所有者等に対し、当該要措置区域内において講ずべき汚染の除去等の措置及びその理由、当該措置を講ずべき期限その他環境省令で定める事項を示して、次に掲げる事項を記載した計画（以下「汚染除去等計画」という。）を作成し、これを都道府県知事に提出すべきことを指示するものとする。ただし、当該土地の所有者等以外の者の行為によって当該土地の土壌の特定有害物質による汚染が生じたことが明らかな場合であって、その行為をした者（相続、合併又は分割によりその地位を承継した者を含む。以下この項及び次条において同じ。）に汚染の除去等の措置を講じさせることが相当であると認められ、かつ、これを講じさせることについて当該土地の所有者等に異議がないときは、環境省令で定めるところにより、その行為をした者に対し、指示するものとする。

一～三（略）

2～6（略）

7 汚染除去等計画の提出をした者は、当該汚染除去等計画に従って実施措置を講じなければならない。

8～10（略）

(形質変更時要届出区域の指定等)

第十一条 都道府県知事は、土地が第六条第一項第一号に該当し、同項第二号に該当しないと認める場合には、当該土地の区域を、その土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定するものとする。

2 都道府県知事は、土壌の特定有害物質による汚染の除去により、前項の指定に係る区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部又は一部について同項の指定の事由がなくなると認めるときは、当該形質変更時要届出区域の全部又は一部について同項の指定を解除するものとする。（形質変更時要届出区域の指定等）

3～4（略）

(指定の申請)

第十四条 土地の所有者等は、第三条第一項本文及び第八項、第四条第三項本文並びに第五条第一項の規定の適用を受けない土地（第四条第二項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土

地の区域について同項又は第十一条第一項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

2～4（略）

（汚染土壌の搬出時の届出及び計画変更命令）

第十六条 要措置区域又は形質変更時要届出区域（以下「要措置区域等」という。）内の土地の土壌（指定調査機関が環境省令で定める方法により調査した結果、特定有害物質による汚染状態が第六条第一項第一号の環境省令で定める基準に適合すると都道府県知事が認めたものを除く。以下「汚染土壌」という。）を当該要措置区域等外へ搬出しようとする者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行おうとする者を除く。）は、当該汚染土壌の搬出に着手する日の十四日前までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合及び汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合は、この限りでない。

一～十（略）

2～4（略）

（汚染土壌の処理の委託）

第十八条 汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一～五（略）

2～3（略）

（汚染土壌処理業）

第二十二条 汚染土壌の処理（当該要措置区域等内における処理を除く。）を業として行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、汚染土壌の処理の事業の用に供する施設（以下「汚染土壌処理施設」という。）ごとに、当該汚染土壌処理施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～9（略）

○土壌汚染対策法施行令

(昭和十四年十一月十三日政令三百三十六号)

(特定有害物質)

第一条 土壌汚染対策法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。

一 カドミウム及びその化合物

二～十八（略）

十九 トリクロロエチレン

二十～二十六（略）

(土壌汚染状況調査の対象となる土地の基準)

第三条 法第五条第一項の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 当該土地の土壌の特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同じ。）による汚染状態が環境省令で定める基準に適合しないことが明らかであり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現に環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じ、又は生ずることが確実であると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態がイの環境省令で定める基準に適合しないおそれがあり、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因して現にイの環境省令で定める限度を超える地下水の水質の汚濁が生じていると認められ、かつ、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況がイの環境省令で定める要件に該当すること。

ハ 当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が環境省令で定める基準に適合せず、又は適合しないおそれがあると認められ、かつ、当該土地が人が立ち入ることができる土地（工場又は事業場の敷地のうち、当該工場又は事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができない土地を除く。第五条第一号ロにおいて同じ。）であること。

二 次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第七条第六項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置（法第六条第一項に規定する汚染の除去等の措置をいう。以下同じ。）が講じられていること。

- ロ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第二条第二項 本文に規定する鉱山（以下この号において「鉱山」という。）若しくは同項ただし書に規定する附属施設の敷地又は鉱業権の消滅後五年以内の鉱山の敷地であった土地であること。

（要措置区域の指定に係る基準）

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 次のいずれかに該当すること。

イ 土壌の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号イの環境省令で定める基準に適合しない土地にあっては、当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が同号イの環境省令で定める要件に該当すること。

ロ 土壌の特定有害物質による汚染状態が第三条第一号ハの環境省令で定める基準に適合しない土地にあっては、当該土地が人が立ち入ることができる土地であること。

二 法第七条第四項に規定する技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられていないこと。

○土壌汚染対策法施行規則

(平成十四年十二月二十六日環境省令第二十九号)

(試料採取等の実施)

第六条 (略)

2 (略)

3 土壌溶出量調査の方法は、次に掲げるとおりとする。

一～三 (略)

四 前三号の規定により採取され、又は混合された土壌に水を加えた検液に溶出する試料採取等対象物質の量を、環境大臣が定める方法により測定すること。

4～5 (略)

(法第四条第一項の土地の形質の変更の届出の対象となる土地の規模)

第二十二條 法第四条第一項の環境省令で定める規模は、三千平方メートルとする。ただし以下、(略)

(特定有害物質によって汚染されているおそれがある土地の基準)

第二十六條 法第四条第三項の環境省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないことが明らかである土地であること。

二 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。

三 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

四 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。

五 前三号に掲げる土地と同等程度に土壌の特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しないおそれがある土地であること。

(土壌汚染状況調査の対象となる土地の土壌の特定有害物質による汚染状態に係る基準)

第二十八條 令第三条第一号イの環境省令で定める基準は、土壌溶出量基準とする。

2 令第三条第一号ハの環境省令で定める基準は、土壌含有量基準とする。

(区域の指定に係る基準)

第三十一条 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第三項第四号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第四の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

2 法第六条第一項第一号の環境省令で定める基準のうち土壌に含まれる特定有害物質の量に関するものは、特定有害物質の量を第六条第四項第二号の環境大臣が定める方法により測定した結果が、別表第五の上欄に掲げる特定有害物質の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当することとする。

(指示措置及び指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置)

第三十六条 指示措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

2 (略)

3 法第七条第一項第一号の環境省令で定める指示措置と同等以上の効果を有すると認められる汚染の除去等の措置は、別表第六の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。第三十六条法第七条第三項の環境省令で定める汚染の除去等の措置は、別表第五の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める汚染の除去等の措置とする。

※別表第三、第四、第五、第六は省略